



巻 頭 言

水稲直播栽培に夢

財団法人 日本植物調節剤研究協会 専務理事 小澤啓男

1961年に制定された農業基本法に変わる新しい農業基本法が今国会で審議され、制定されようとしている。それに先立ち、農業基本法のもとに作成される農業白書、恐らく現行法最後の白書、が発表された。この中で、とくに注目されるのは、農業体質の弱体化と農業の持つ多面的機能重視の指摘である。

食料は世界的に不安定な状態になっており、中長期的に逼迫の恐れがあると警告されている。いくら国際化が進んでもわが国はわが手で守らなければならない。そのためには国内生産力の強化が必要である。ところが、実態は厳しい担い手の高齢化、後継者不足が農地面積の減少につながっている。このような中で、食料自給率向上を図るためには、生産者ばかりでなく、消費者の積極的な協力が不可欠である。白書にある農村の振興と農業の多面的機能発揮を、国民全体の問題として取り組むために、これを支える国の役割を大いに期待するところである。そもそも基本法なるものは、特定の行政分野における基本政策、または基本方針を示すために制定される法律とされている。確かに物事には基本があると思う。農業にも、決まったやり方、即ち「型（かた）」がある。伝統的なものであったり、慣行的なものもあるが、一つの技術である。水稲栽培でも、育苗には育苗の型が移植には移植の型がある。我々の分野である雑草防除のための除草剤使用にも一つの型がある。

水稲の直播栽培が伸び悩んでいる。昭和40年代の工業化が推進され農村の労働力が流出した

時代には一時増加した栽培法であるが、機械移植栽培法が確立し、普及拡大するに従い減少し、現在の普及率は水稲栽培の0.5%に過ぎない。理由はいろいろあるにしろ、一つは農家が頼れる技術の「型」が確と定まっていなかったことにあるのではないだろうか。

水稲を直播きする方式は省力性が高いが、水稲の生育、収量は移植栽培に比べて不安定であると懸念されてはいる。だが、多くの研究の積み重ねによって、出芽・苗立ちの確保、問題の雑草防除法も一定の方向が示されつつある。早く、一つの「型」を作って欲しいと思う。

水稲直播技術の確立は移植を中心として進められてきた日本の稲作を変えるだけのエネルギーを持たねばならない。水稲作は対外的にも厳しい時代を迎える。低コスト・省力性を軸にした技術革新によって生産力を高め、失われつつある水稲作の生産意欲を高めねばならない。最早、5万5千ヘクタール程度の普及であって満足することは許されない。

桜前線も北上し、やがて桜の季節も過ぎようとしている。その桜に因んでのことであるが、先日、さる処で、児島高德が後醍醐天皇の隠岐ノ島に流されるのを救おうとしたが、なかなかそれを果たせずに、やむなく院の庄の庭の桜の幹を削って記した「天莫空勾踐時非無范蠡」の句を見た。適切な例えにはならないが、「型」を作り、核となってわが国の稲作の歴史を変えるような直播栽培を育て、発展させる多数の范蠡の出現を望みたい。